

検査済証のない建物の昇降機を改修する場合等の取り扱いについて

昇降機の確認申請を受け付ける場合は、その建物が建築基準法に適法な状態である必要がある。その適法性を担保するために、従来既存建物の検査済証の提出を求めている。

検査済証のない建物の昇降機を改修または昇降機を新たに設置する場合の取り扱いについては以下のとおりとする。

1. 検査済証のない建物について、昇降機の改修、新たに設置する等の確認申請を受け付ける場合は、検査済証のない建物の増築申請を受け付ける場合に準ずるものとする。
2. 判断フローチャート（参考）

参考：既存建築物の現況調査ガイドライン（第1版）（令和6年12月 国土交通省）

